

[事案 2021-320] 損害賠償請求

・令和4年11月28日 裁定打切り

※本事案の申立人は、[事案 2019-317] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款に定める支払事由に該当しないことを理由に、がん保険金が支払われなかったことを不服として、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

早期大腸がんに罹患し内視鏡的大腸粘膜下層剥離術等を受けたため、平成24年4月に契約した利率変動型積立終身保険に付加されたがん保障特約にもとづき、がん保険金を請求したところ、約款に定める支払事由に該当しないことを理由に支払われなかった。しかし、以下等の理由により、損害賠償してほしい。

(1)本契約に付加されたがん保障特約は自分の希望する特約ではなかったため、がん保険金の支払査定においても不当な扱いを受けた。

(2)内視鏡的大腸粘膜下層剥離術を受けたにもかかわらず、粘膜内がんと捏造された。

<保険会社の主な主張>

過去に裁定手続を終了した事案 2019-317 と同様の請求内容であり、同事案では申立人の請求に理由がないと判断されていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求内容は、過去に裁定手続を終了した事案 2019-317 と同一の請求であると判断されることから、裁定手続を打ち切ることにした。